

平成22年5月25日

熊本市長 幸山 政史 様

熊本市要保護児童対策地域協議会
「こうのとりのゆりかご」専門部会

部会長 弟子丸 元紀

委 員 三 淵 浩

〃 山 崎 史 郎

〃 山 縣 文 治

〃 上 村 宏 渕

「こうのとりのゆりかご」の運用状況に関する短期的検証について

熊本市慈恵病院に設置された「こうのとりのゆりかご（以下「ゆりかご」という。）」の運用状況については、当専門部会において、3ヶ月ごとに検証を行い、別添報告書のとおり報告してきたが、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの検証結果を次のとおり総括する。

1 「ゆりかご」の運用状況について

平成21年4月1日から本年3月末日までに「ゆりかご」には15件の利用があり、利用にあたっての違法性の検討や、許可時の留意事項の遵守状況について次のとおり検証を行った。

（1） 違法性の検討について

平成21年4月1日から本年3月31日までの「ゆりかご」の運用状況に刑事法上の「明らかな違法性」は認められなかった。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も、個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

（2） 許可時の留意事項の遵守状況について

（ア）子どもの安全の確保

子どもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

（イ）相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につなげることができるよう、病院としての相談業務に取り組まれている。

（ウ）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

なお、預け入れがあり、その後、親等から慈恵病院に連絡があった場合、児童相談所と熊本市に連絡することとなっているが、市に連絡がなかった事例があったことから、更なるチェックリスト及びマニュアルの徹底が必要である。

2 利用状況の公表

ゆりかごの利用状況については、21年5月に1年を単位とし18項目について公表を行ったが、子どもの人権とプライバシーを守るため、個人の識別につながる恐れがないことを基本として、さらなる社会的検証につなげていく観点から、公表項目について改めて検討を行い、別紙のとおり、当部会としての結論を得た。

3 専門部会で述べられた主な意見

- ・ 22年から熊本市が児童相談所を開設するということで情報が共有され、情報量も増えると思われる。これまで熊本県がやってきたことをよく引き継いでいってほしい。
- ・ ゆりかごの運用が、預け入れた者に、より接触する方向に動いていることはとても大切なことであり、子どもを守っていくという意味ではよい方向へつながっていると考える。
- ・ 母子が遠くから身体的に危険な状態で移動してくることは非常に問題である。新生児を移動することの危険性に関わる情報については公表すべきと考える。
- ・ ゆりかごによって、社会的に様々な問題が見えてきており、市としても国に提案し見守る必要がある。

4 委員の交代について

一門恵子委員については、平成22年3月31日の任期満了に伴い辞任され、新たに大阪市立大学大学院生活科学研究科教授 山縣文治氏、熊本県養護協議会会長 社会福祉法人龍山学苑理事長 上村 宏淵氏がそれぞれ委員に就任した。